

証券コード 7523

2023年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区東品川四丁目13番14号

アールビバン株式会社

代表取締役会長兼社長 野澤 克巳

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.artvivant.co.jp/ir/library/report/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「招集通知・報告書」より、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）、三井住友信託銀行、のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アールビバン」または「コード」に当社証券コード「7523」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル[®]）

<https://www.soukai-portal.net>

（同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記の三井住友信託銀行ウェブサイトアクセスいただき、ID・初期パスワードをご入力ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時までには議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の総会ポータル（<https://www.soukai-portal.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川四丁目13番14号
グラスキューブ品川13F
アールビバン株式会社 本社 会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第39期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 譲渡制限付株式報酬付与のための報酬額及び上限株式数の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止措置等、当日の株主総会開催上の注意事項につきましては、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいませすようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時00分到着分まで



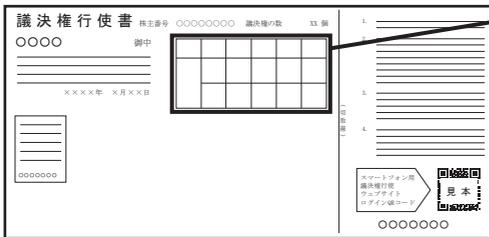
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 〇〇

〇〇〇〇 印中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

インターネット投票機
機体操作説明
ダウンロード
ログインコード

印刷済
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第39期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、164,297,535円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役6名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	の ざわ かつ み 野 澤 克 巳 (1953年2月19日生)	1984年11月 当社設立代表取締役社長 1996年11月 (株)アートファイナンス(現(株)ダブルラック)代表取締役社長 2000年8月 (株)イービクチャーズ(現アルビバン(株))代表取締役会長 2001年7月 タラサ志摩スパアンドリゾート(株)代表取締役会長 2003年3月 タラサ志摩スパアンドリゾート(株)代表取締役社長 2004年8月 インテグラルビューティー(株)(現タラサ志摩スパアンドリゾート(株))代表取締役会長 2006年3月 ジュネックス(株)(現アルビバン(株))代表取締役会長 2007年2月 (株)e・ジュネックス(現アルビバン(株))取締役会長 2008年3月 タラサ志摩スパアンドリゾート(株)代表取締役名譽会長 2009年3月 タラサ志摩スパアンドリゾート(株)代表取締役 (株)ダブルラック取締役 2009年9月 (株)ダブルラック代表取締役社長 タラサ志摩スパアンドリゾート(株)代表取締役会長 カルナフィットネスアンドスパ(株)取締役 2010年9月 カルナフィットネスアンドスパ(株)代表取締役社長 2012年6月 当社顧問 2014年6月 当社取締役会長 タラサ志摩スパアンドリゾート(株)取締役会長 カルナフィットネスアンドスパ(株)取締役会長 (株)ダブルラック取締役会長 2015年6月 当社代表取締役会長 2016年6月 当社代表取締役会長兼社長(現任) 2016年8月 T S Cホリスティック(株)代表取締役会長兼社長(現任) (株)ダブルラック代表取締役社長(現任) 2017年4月 インターナショナル・オークション・システムズ(株)代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) (株)ダブルラック代表取締役社長 T S Cホリスティック(株)代表取締役会長兼社長 インターナショナル・オークション・システムズ(株)代表取締役社長	1,087,884株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	いわもと かず や 岩 本 一 也 (1956年1月1日生)	1979年4月 (株)すかいらく入社 1982年4月 (株)オリエンタコーポレーション入社 1995年3月 同社茨木支店長 1996年10月 当社入社新事業開発室長 1997年7月 営業企画部長 1998年6月 取締役営業企画部長 1999年4月 取締役営業部長 2000年5月 取締役営業本部長兼営業部長兼 新会社設立準備室長代行 2001年6月 取締役アールジュネス事業担当 2002年4月 取締役経営企画室長 2002年7月 (株)ファイナンスソリューション設立代表取締役 社長 (現任) 2006年8月 (株)リバース設立取締役 2010年7月 同社代表取締役会長 (現任) 2013年3月 当社顧問 2013年6月 当社代表取締役社長 タラサ志摩スパアンドリゾート代表取締役社長 カルナフィットネスアンドスパ代表取締役社長 (株)ダブルラック代表取締役社長 2013年10月 (株)ダブルラック取締役 2016年6月 当社特別顧問 2017年6月 当社取締役 (現任) 2017年6月 T S Cホリスティック(株)取締役 (現 任) 2017年6月 (株)ダブルラック取締役 (現任) 2017年6月 インターナショナル・オークション・シ ステムズ(株)取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ダブルラック取締役 T S Cホリスティック(株)取締役 インターナショナル・オークション・システムズ(株)取締役 (株)ファイナンスソリューション代表取締役社長 (株)リバース代表取締役会長	29,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	ひ ぐち こう じ 樋 口 弘 司 (1971年8月11日生)	1995年4月 公認会計士荻原康夫事務所入所 2000年9月 ㈱エスアールエル・メディサーチ入社 2005年6月 プリモ・ジャパン㈱入社 財務経理部長 2007年7月 ㈱e・ジュネックス(現アルビパン㈱)入社 管理部長 2010年9月 当社経営企画室マネージャー 2012年6月 管理部長兼経営企画室長 タラサ志摩スパアンドリゾート㈱取締役 カルナフィットネスアンドスパ㈱取締役 ㈱ダブルラック取締役(現任) インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役 (現任) 2014年6月 当社取締役管理部長兼経営企画室長(現任) 2016年8月 T S Cホリスティック㈱取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ダブルラック取締役 T S Cホリスティック㈱取締役 インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役	19,700株
4	の ざわ たけ し 野 澤 竹 志 (1982年12月27日生)	2006年4月 ㈱リンクアンドモチベーション入社 2010年3月 ㈱ローザス入社 2013年4月 当社入社 社長室 2016年6月 当社取締役(現任) 2017年3月 T S Cホリスティック㈱取締役(現任) 2020年6月 ㈱ダブルラック取締役(現任) 2022年6月 インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役社 長(現任) (重要な兼職の状況) T S Cホリスティック㈱取締役 ㈱ダブルラック取締役 インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役社長	35,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	おかもとまさひろ 岡本昌廣 (1980年3月17日生)	2002年3月 当社入社 2014年4月 営業部副部長 2017年7月 執行役員スタンダードアート事業部長 2021年4月 執行役員営業部長 2021年6月 インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役 (現任) 2022年6月 当社取締役営業部長 2023年5月 取締役スタンダードアート事業部長 (現任) (重要な兼職の状況) インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役	4,033株
6	ごうくらはまさひと 郷倉正人 (1962年2月11日生)	1985年4月 大日本印刷㈱入社 1988年9月 J.ウォルター・トンブソン・ジャパン㈱入社 1990年5月 ㈱東急エージェンシー入社 2005年4月 ㈱電通アドギア入社 2015年4月 コンサルティングオフィスG開業 代表 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) コンサルティングオフィスG 代表	—

- (注) 1. 取締役候補者野澤克巳氏は(有)カツコーポレーションの取締役社長であり、当社は同社との間に資金貸付の取引があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野澤竹志氏及び岡本昌廣氏の所有する当社の株式の数には、従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 郷倉正人氏は社外取締役候補者であります。
郷倉正人氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
同氏は、会社経営に取締役として直接関与した経験はありませんが、長年企業において、マーケティング、プロモーション領域の業務に従事し、自己においても同領域のコンサルタントとして起業し、また中小企業診断士としての中小企業へのアドバイザー、経営コンサルタント業務を行っており、その経験・見識を、当社の経営に活かしていただくこと、また、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
4. 郷倉正人氏は、現在当社の社外取締役でありますが社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、郷倉正人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結中であり、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の不当な行為に対する損害賠償請求などの損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪等の違法行為などの場合を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 郷倉正人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第36期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、その後の取締役の増員及び株価の上昇（株価連動報酬のため）、経済情勢の換価など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内とする。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と改めさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮しながら、現在の役員数及び今後の動向等総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社のおとり取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告「2. (3) ④取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役は1名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

（注）上記の報酬枠とは別枠で、2019年6月21日開催の第35期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）の総額として、年額200百万円以内（ただし、社外取締役は除き、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、本議案と同様の理由により、次号議案において総額の改定の議案を上程させていただきますと存じます。

第4号議案 譲渡制限付株式報酬付与のための報酬額及び上限株式数の改定の件

当社の譲渡制限付株式付与のための報酬は、2019年6月21日開催の第35期定時株主総会決議により、社外取締役を除く当社取締役に対して、年額200百万円以内の金銭報酬債権として、また、2021年6月25日開催の第37期定時株主総会決議により譲渡制限付株式付与の為の発行又は処分される当社の普通株式の総数を年200,000株以内として、取締役会にて決議して支給することを決議いただき、現在に至っております。今般、その後の取締役の増員及び株価の上昇、経済情勢の変化など諸般の事情を考慮し、また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式の付与のため、金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内から年額300百万円以内へと改定させていただき、また、譲渡制限付株式付与の為の発行又は処分される当社の普通株式の総数を年200,000株以内から年300,000株以内へと改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員の給与水準等を考慮しながら、現在の役員数及び今後の動向等総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告「2. (3) ④取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

なお、譲渡制限付株式報酬付与のための報酬に関するその他の内容につきましては、下記に記載している第35期定時株主総会第5号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の通りでございます。

以上

（参考）第35期定時株主総会第5号議案

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1994年6月29日開催の第10期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるこ

とを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、2022年度中におきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大、為替相場の大幅な変動、資源価格の上昇やウクライナ等の国外の問題などにより、先行き不透明感は強いものの、新型コロナウイルス感染症の活動制限の緩和により、インバウンド需要の急回復など経済活動の回復により、全体として景気の持ち直しが見られました。

このような状況の下、当社グループでは、2022年4月度よりスタートした第39期は、引き続き、事業運営に注力し、中長期的な視点に基づき、人材、組織など経営基盤固めを実践するとともに、「アート関連事業」及び「健康産業事業」において、新規顧客の開拓及び過去にとらわれない新たな収益基盤の創造にチャレンジしてまいりました。

基幹の「アート関連事業」におきましては、多くのお客様に催事会場にお越しいただき、「絵のある豊かな生活（くらし）」によって、一人でも多くのお客様に夢や希望を感じていただけるよう積極的な営業展開を行うとともに、アートに込められた力により「癒し、希望、元気」といったメッセージを多くの方に広めてまいりました。

「健康産業事業」におきましては、ホットヨガ事業・フィットネス事業とも、2020年4月、5月において休会会員が多く発生し、その後の会員数は弱めの推移となっております。今後も引き続き、新規会員の獲得・退会防止を行い、地域の皆様の「心と身体の健康」に寄与してまいります。

【アート関連事業】

スタンダードアート部門におきましては、より多くの新たなお客様に絵を飾っていただくために、週末を中心に全国各地のショッピングセンターやイベントホールにおいて展示販売会を開催してまいりました。

デビッド・ウィラードソン、ステファン・マーチンエアー、ネイト・ジョルジオ、マセイをはじめとするディズニーアーティストの展示会「ドリーム・アート・ワールド」を積極的に開催することにより、より多くの新規顧客の獲得に繋げることができました。また、既存のお客様には、引き続き、天野喜孝・弓彦、m o c h a（モカ）、クリスチャン・リース・ラッセン、カーク・レイナート、リャドなどを中心としたアーティスト来場展（リモートイベントを含む）や原画展、大型優待催事「ジャパン・アート・エキスポ」を開催し、アートをコレクションする喜びを感じていただくための演出を様々な角度から行い、販売を行いました。

イラスト系アート部門におきましては、既存の店舗販売に加え、店舗以外での展示販売会を積極的に行うとともに、新アーティスト企画や大型催事「ジャパンイラストレーターズフェスティバル」、「神絵祭」を定期的に開催することで、新規顧客の獲得に繋げてまいりました。

友の会<AVANS CLUB>（スタンダードアート部門）、メンバーシップ（イラスト系アート部門）の会員顧客には、アート情報誌や画集、特典などを提供し、会員顧客の満足度向上に努めてまいりました。

出版部門におきましては、引き続き多数のイラスト系アーティストとの提携を実現しました。イラスト系グッズ販売におきましては、グッズ専門店やグッズ通販サイトの運営を強化し、人気イラストレーターのタペストリー販売を中心に展開している「軸中心派」による大型イベント「軸中心祭」や期間限定催事においても売場スペースを設け、積極的に売上の拡大に努めてまいりました。

当社グループの主力事業である絵画等販売事業におきましては、営業社員（アートアドバイザー）を50名超採用し、作家構成も替えた催事にチャレンジしてまいりました。

その結果、アート関連事業の売上高は77億55百万円（前期比6.8%増）となり、営業利益は11億2百万円（前期比8.3%増）となりました。

【金融サービス事業】

子会社『株式会社ダブルラック』におきましては、当社をはじめその他一般加盟店の顧客を中心に販売代金等の割賦販売あっせん業務（以下、クレジット事業といいます）を行ってまいりました。

その結果、金融サービス事業の売上高は15億60百万円（前期比6.1%増）となり、営業利益は11億16百万円（前期比3.9%増）となりました。

【健康産業事業】

子会社『TSCホリスティック株式会社』におきまして、千葉県柏市にフィットネスクラブ「カルナ フィットネス&スパ 柏」を運営し、引き続き、ホスピタリティ精神を大切に質の高いサービスの提供及び新規会員獲得数アップと既存会員の退会防止、客単価の上昇に主眼をおいた営業活動を推し進めてまいりました。

また、溶岩石を用いた女性専用のホットヨガスタジオ「アミーダ」「サントーシャ」を東京、千葉、神奈川を中心に全国に32店舗（2023年3月末現在）、及びヨガスクール「アミーダヨガアカデミー」を運営し、「心と体の美」をテーマにヨガを提供してまいりました。

ホットヨガ事業・フィットネス事業におきましては、2020年4月、5月の緊急事態宣言等による店舗の休業以降、休会・退会会員が多く発生いたしました。その後、徐々に回復はしてきておりますが、依然として、会員数減少の厳しい状況は続いております。

その結果、健康産業事業の売上高は14億30百万円（前期比7.0%減）となり、営業損失は19百万円（前期は8百万円の営業利益）となりました。

以上の結果、当連結会計年度につきましては、売上高は107億24百万円（前期比4.6%増）、営業利益は22億48百万円（前期比4.1%増）となりました。投資有価証券評価損等の計上があったことにより、経常利益は21億2百万円（前期比12.9%減）となりましたが、過年度法人税等の還付があったこと等により親会社株主に帰属する当期純利益は13億54百万円（同17.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、89百万円でありませ

す。その主なものは、当社の催事会場用備品等（39百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額43億円のシンジケートローン（コミットメントライン契約）を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 36 期 (2020年 3 月期)	第 37 期 (2021年 3 月期)	第 38 期 (2022年 3 月期)	第 39 期 (2023年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高	8,770	7,886	10,253	10,724
経 常 利 益	1,703	1,593	2,414	2,102
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,062	428	1,150	1,354
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	91円63銭	40円50銭	106円91銭	123円83銭
総 資 産	28,090	27,789	29,433	32,918
純 資 産	12,507	12,765	14,258	15,394

- (注) 1. 第36期及び第37期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 金融サービス事業の個別信用購入あっせん収益の計上方法について、第38期より期日到来基準に基づく均分法から期日到来基準に基づく7・8分法に変更しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
4. 第37期まで「特別損益」の区分において表示しておりました「投資有価証券売却損益」は、第38期から「営業外損益」の区分において純額で表示する方法に変更しております。なお、第37期については、当該表示方法の変更を反映した組み替え後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダブルラック	20百万円	100.00%	金融サービス事業、アート関連事業
T S C ホリスティック株式会社	10百万円	100.00%	健康産業事業
リナ・パオ・ネー・カヨ・シズル株式会社	10百万円	100.00%	アート関連事業

(注) T S C ホリスティック株式会社は2022年12月19日付で減資を行い、資本金が減少しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、欧米を中心とする海外経済の減速、円安や資源高により製造業の減収懸念があるものの、コロナ禍からの回復により一段と経済活動の正常化が進むものとみられ、総じて、景気は持ち直し、わが国経済は回復していくことが期待されます。

このような状況のなか、当社グループは2023年4月度よりスタートした事業年度におきまして、創業より40周年を迎えることができました。まずは、株主の皆様にご感謝と御礼を申し上げます。

当社グループは、1984年の創業以来、変わることなく、「心の豊かさ」を提案し続けてまいりました。アートやヨガ、ファイナンス事業によって、様々な刺激、感動を得て、生きる力を強め、喜びを深め、創造性を高めて、人間本来の本質・原点に立ち戻っていくことのお手伝いをし、幸福を広げる会社でありたいと考えております。

主力のアート関連事業におきましては、クリスチャン・リース・ラッセンをはじめ、多くのアーティストを発掘し、広めてまいりました。1984年に創業後、1996年に業界初の株式公開（店頭登録）を果たし、アート市場を切り拓いてきた開拓者であり、先導役であると自負しております。「日本の文化水準を上げる」「日本全国に心の灯りをともし」「日本発のアーティストを世界に発信する」といった当社がめざすビジョンにより近づけるよう、創業40年という一つの節目を迎え、成長スピードを上げていきたいと考えております。

当社は、更に、事業運営に注力し、中長期的な視点に基づき、人材、組織など経営基盤固めを実践するとともに、「アート関連事業」及び「健康産業事業」において、新規顧客の開拓及び過去にとらわれない新たな収益基盤の創造にチャレンジしてまいります。

金融サービス事業におきましては、一般加盟店の顧客に対するクレジット事業の拡大を図るよう営業を強化してまいります。

健康産業事業におきましては、新型コロナウイルス感染症による会員数の減少により、会員数は依然として厳しい状況は続いておりますが、会員が増加に転じるよう、店舗やサービスの魅力の向上を図ってまいります。

今後の状況の変化によって、今期の連結業績に関して、開示すべき重要な事象等が生じた場合には、速やかに公表いたします。

株主の皆様におかれましては、格別のご理解となお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社（アールビバン株式会社）及び主要な子会社3社により構成されており、版画・絵画・美術品・グッズの購入及び販売事業、出版事業、割賦販売あっせん事業（クレジット事業）、フィットネスクラブ、ホットヨガスタジオ等の営業を行っております。

(6) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

① 当社

本店	東京都品川区東品川
ネットワークセンター	埼玉県入間郡三芳町
アールジュネス秋葉原ほか	7店舗

② 主要な子会社の事業所

株式会社ダブルラック	東京都品川区東品川
T S C ホリスティック株式会社 (フィットネス 1店舗 ホットヨガ 32店舗ほか)	東京都品川区東品川
インターナショナル・オークション・システムズ株式会社	東京都品川区東品川

(7) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
アート関連事業	193名 (46名)	31名増 (9名減)
金融サービス事業	12名 (3名)	2名増 (一)
健康産業事業	99名 (86名)	6名増 (7名増)
合 計	304名 (135名)	39名増 (2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193名	31名増	31.7歳	7.0年

(注) 使用人数にはパート及び嘱託社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額 (千 円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,174,000
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	1,374,900
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,365,000
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	953,773
株 式 会 社 千 葉 銀 行	555,000
そ の 他	1,500,374

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,963,816株(自己株式2,010,647株を含む)
- ③ 株主数 9,516名
- ④ 大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
有限会社カツコーポレーション	4,000,000株	36.5%
野澤 克巳	1,087,884株	9.9%
栗田 実	360,000株	3.3%
吉岡 裕之	320,000株	2.9%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 オリエントコーポレーション口	249,600株	2.3%
吉田 知広	225,200株	2.1%
久良木 利光	180,100株	1.6%
酒井 宏彰	145,100株	1.3%
梅田 泰行	140,200株	1.3%
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	132,400株	1.2%

(注) 1. 当社は自己株式を2,010,647株保有しておりますが、上記大株主から除外していません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

株主名	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	199,200株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3) ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
野 澤 克 巳	代表取締役会長兼社長	㈱ダブルラック代表取締役社長 T S C ホリスティック㈱代表取締役会長兼社長 インターナショナル・オークション・システムズ㈱代表取締役会長
岩 本 一 也	取 締 役	㈱ダブルラック取締役 T S C ホリスティック㈱取締役 インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役 ㈱ファイナンスソリューション代表取締役社長 ㈱リバース代表取締役会長
樋 口 弘 司	取 締 役	管理部長兼経営企画室長 ㈱ダブルラック取締役 T S C ホリスティック㈱取締役 インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役
野 澤 竹 志	取 締 役	㈱ダブルラック取締役 T S C ホリスティック㈱取締役 インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役社長
岡 本 昌 廣	取 締 役	営業部長 インターナショナル・オークション・システムズ㈱取締役
郷 倉 正 人	取 締 役	コンサルティングオフィスG 代表
園 川 勝 美	常 勤 監 査 役	
野 澤 二 三 朝	監 査 役	T S C ホリスティック㈱監査役
柳 岡 茂	監 査 役	寺本・柳岡法律事務所

- (注) 1. 取締役郷倉正人氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役園川勝美氏及び監査役柳岡茂氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役園川勝美氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役郷倉正人氏及び監査役柳岡茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役郷倉正人氏、監査役園川勝美氏、監査役柳岡茂氏ともに1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約によって被保険者の不当な行為に対する損害賠償請求などの損害を

填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため 犯罪等の違法行為などの場合は補填の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を月例の報酬に加味し支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて、見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。対象取締役

（社外取締役以外の取締役をいう）対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（「金銭報酬債権」）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内とする。その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（「譲渡制限」）。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、6月の株主総会後の取締役会において、基本報酬と同様に役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績連動報酬については、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬総額の20%以下とし、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の割合は、報酬総額の50%以下とする。取締役会（eの委任を受けた代表取締役社長）は、当該検討された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長

によって適切に行使されるよう、確認を行うものとする。上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。なお、非金銭報酬（株式報酬）は、取締役会で取締役個人別の割当報酬額（株式数）を決議する。

上記に基づき、取締役会は、代表取締役野澤克巳氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会で確認を行っております。

ロ．取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員 数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	406 (4)	289 (4)	—	116 (—)	6名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	16 (12)	16 (12)	—	—	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	422 (16)	306 (16)	—	116 (—)	9名 (3名)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 譲渡制限付株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、取締役（社外取締役を除く）5名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年7月27日付で普通株式199,200株を発行しております。この譲渡制限付株式は、2025年7月26日までの間、譲渡・担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。

3. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第36期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、別枠で2019年6月21日開催の第35期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の金銭債権の総額として、年額200百万円以内（ただし、社外取締役は除き、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）及び、2021年6月25日開催の第37期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬の上限株式数として年200,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第10期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

5. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

・該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 取締役郷倉正人氏は、コンサルティングオフィスGの代表であります。

当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

監査役柳岡茂氏は、寺本・柳岡法律事務所のパートナーであります。

当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	活 動 状 況
取締役 郷 倉 正 人	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、長年企業で経験のあるマーケティング、プロモーション領域の見地から積極的な意見を述べており、また、中小企業診断士として中小企業へのアドバイザー、経営コンサルタントの経験と見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監査役 園 川 勝 美	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席し、長年の経理・財務業務及び経営に携わってきた経験と見識からの助言・提言等、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 柳 岡 茂	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的見地からの助言・提言等、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議のあったとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬のうち1百万円は、過年度の決算訂正にかかる報酬であります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容と概要

当社は会計監査人と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

イ. 当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とし、また、アールビバン企業倫理規程を業務運営の行動規範とする。

＜経営理念＞

私たちは、絵を通じてひとりでも多くの人々に夢と希望をもたらし、豊かな生活文化に貢献します。

ロ. 当社の子会社は、各社の経営理念を経営の拠り所とし、また、各社企業倫理規程を業務運営の行動規範とする。

② 当社及び当社の子会社（以下、当企業集団という）の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当企業集団は、企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役員・社員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

ロ. コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役は、管理担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、管理部がコンプライアンス体制の構築について維持、整備にあたる。また、総務部門においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役員及び社員の教育研修を行う。

ハ. 内部監査部門は、総務部門と連携の上、当企業集団のコンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は社長に報告され、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

ニ. 当企業集団は相談・通報体制を設け、役員及び社員等により社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事に気づいたときは、指定弁護士に通報（匿名も可）しなければならないと定める。

会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

③ 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当企業集団は、環境・安全・リスク管理体制を統括する組織として管理部長を統括責任者とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、リスク管理を行う。

ロ. 経営危機が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して「危機管理規程」等に従い対応することとする。

経営危機のうち自然災害が発生した場合においては、管理部長を本部長とする「災害対策本部」が統括して「非常災害対策規程」等に従い対応することとする。

- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
管理部長が統括責任者として、文章管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文章等という）に記録し、保存する。
取締役及び監査役は常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。
- ⑤ 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な中期経営計画及び年次経営計画に基づいた目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑥ 当社及び子会社から成るグループ会社における業務の適正を確保するための体制
グループ会社のセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。なお、子会社の経営については、経営企画室が統括管理し「関係会社管理規程」に従い、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑦ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員に関して、取締役、内部監査室長等の指示命令を受けないものとする。
- ⑧ 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
イ．当企業集団の取締役及び社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社またはグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス管理について、すみやかに報告する。
ロ．会社は、上記の報告者に対して、不利益な扱いを行わない。
- ⑨ 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、すみやかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役社長及び管理担当取締役並びに管理部長との間の定期的な意見交換会を設定する。なお、監査役は当社の会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

【内部統制システムの運用状況の概要について】

① 現状の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を設置しております。取締役会は、取締役6名で構成され、うち社外取締役は1名選任しております。監査役会は3名で構成され、うち社外監査役は2名を選任しております。

当社は、取締役及び監査役が出席する取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、また各部門の業績をチェックすることで業務執行の監督を実施しております。また、取締役及び各部門の責任者が出席する経営会議を月1回開催し、経営基本方針及び業務上の重要事項等を周知徹底しております。今後の各部門戦略を検討し、改善点等を定期的に検討し、社会情勢の変化に対応できる柔軟な組織体制を構築しております。当社のリスク管理体制は、月1回以上の取締役会を開催しております。当社決裁権限規程に基づいて、重要な案件、各種経営施策等の議案について多角的な視点で審議を行った上で意思決定を行っており、これらの機会を多く設けることにより、迅速かつ適切な意思決定を可能にしております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は内部監査室2名によって、内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、業務執行の状況について監査を実施しております。内部監査室は適宜監査役に報告するなど監査役と連携することにより、内部監査の実効性向上に努めております。監査役は取締役会に常時出席し、経営執行状況について監査を実施しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議・決定を行っております。また、監査役は内部監査室及び監査法人との間で意見交換を行うことによって、経営執行の状況を効率的、合理的に把握し、監査の実効性を高めております。なお、社外取締役郷倉正人及び社外監査役柳岡茂は、当社との特別な利害関係が無く、中立・公正な立場であるため、独立役員に指定しております。

③ 前連結会計年度における開示すべき重要な不備の是正について

当社は、2022年3月22日付「内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」等のお知らせに記載のとおり、2016年以降の売上原価の一部に誤謬による計上漏れがあることが判明し、2017年3月期から2021年3月期までの内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。発生の原因は、本件の特殊性に起因する問題点（取引パターンを誤認した点）が主要因であります。属人化された組織体制により、内部牽制ができなかった点、権利義務の内容確認に対する意識向上・教育・指導が不足していた点が問題でした。当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び版画仕入プロセスに関する内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正し、財務報告の信頼性を確保するために、以下の再発防止策を講じて、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいりました。

- (1) 契約の書面化、及び、取引先毎の契約の統一的な管理体制の構築（当社の特殊性に起因する問題点への再発防止策）
- (2) 牽制機能を果たし得る組織への転換（業務の属人化の問題点に関する再発防止策）
- (3) 権利義務の内容確認に対する意識向上・教育・指導
- (4) 内部統制を強化するための施策（経理部門による確認の強化）

以上の結果、当連結会計年度末日においては、上述の開示すべき重要な不備は解消され、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,943,335	流動負債	16,297,190
現金及び預金	5,480,136	買掛金	409,838
売掛金	15,462,884	短期借入金	8,215,773
棚卸資産	5,788,964	1年内返済予定の長期借入金	687,228
前払費用	215,680	リース債務	17,723
その他	1,067,273	未払法人税等	532,314
貸倒引当金	△71,603	前受金	2,451,084
固定資産	4,974,812	割賦利益繰延	2,719,425
有形固定資産	683,973	賞与引当金	54,084
建物及び構築物	322,072	資産除去債務	350,000
土地	237,367	その他	859,717
リース資産	27,341	固定負債	1,226,450
建設仮勘定	15,345	長期借入金	1,020,046
その他	81,846	リース債務	14,807
無形固定資産	36,570	退職給付に係る負債	134,653
投資その他の資産	4,254,268	繰延税金負債	42,373
投資有価証券	2,299,045	その他	14,568
長期貸付金	392,000	負債合計	17,523,640
敷金及び保証金	230,188	(純資産の部)	
繰延税金資産	320,916	株主資本	15,342,596
退職給付に係る資産	19,020	資本金	1,826,649
その他	1,135,515	資本剰余金	5,102,494
貸倒引当金	△142,417	利益剰余金	9,573,532
資産合計	32,918,148	自己株式	△1,160,079
		その他の包括利益累計額	51,911
		その他有価証券評価差額金	35,778
		退職給付に係る調整累計額	16,132
		純資産合計	15,394,508
		負債・純資産合計	32,918,148

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,724,889
売 上 原 価	3,766,403
売 上 総 利 益	6,958,486
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,710,397
営 業 利 益	2,248,088
営 業 外 収 益	123,261
受 取 利 息 及 び 配 当 金	41,219
為 替 差 益	66,164
貸 倒 引 当 金 戻 入	720
雑 収 入	15,157
営 業 外 費 用	269,326
支 払 利 息	64,753
社 債 利 息	550
投 資 事 業 組 合 運 用 損	11,756
投 資 有 価 証 券 売 却 損	18,905
投 資 有 価 証 券 評 価 損	168,975
雑 損 失	4,384
経 常 利 益	2,102,024
特 別 利 益	120,360
固 定 資 産 売 却 益	115,360
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	5,000
特 別 損 失	380,523
店 舗 閉 鎖 損 失	106,207
減 損 損 失	247,928
リ ー ス 解 約 損 失	10,542
和 解 金	15,844
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,841,861
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	931,781
過 年 度 法 人 税 等	△189,574
法 人 税 等 調 整 額	△254,670
当 期 純 利 益	1,354,323
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,354,323

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,770,375	5,160,983	8,546,888	△ 1,233,327	14,244,920
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	56,274	56,274			112,548
剰 余 金 の 配 当			△327,680		△327,680
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,354,323		1,354,323
自 己 株 式 の 取 得				△41,514	△41,514
自 己 株 式 の 消 却		△114,763		114,763	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	56,274	△58,489	1,026,643	73,248	1,097,676
当 期 末 残 高	1,826,649	5,102,494	9,573,532	△1,160,079	15,342,596

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△ 6,319	19,475	13,155	14,258,075
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				112,548
剰 余 金 の 配 当				△327,680
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				1,354,323
自 己 株 式 の 取 得				△41,514
自 己 株 式 の 消 却				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	42,098	△3,342	38,755	38,755
当 期 変 動 額 合 計	42,098	△3,342	38,755	1,136,432
当 期 末 残 高	35,778	16,132	51,911	15,394,508

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 (株)ダブルラック
T S Cホリスティック(株)
インターナショナル・オークション・システムズ(株)
T Tスタイル(株)

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 ART VIVANT Hong Kong LIMITED
ART VIVANT UK LIMITED
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 ART VIVANT Hong Kong LIMITED
ART VIVANT UK LIMITED
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低

下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年~36年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3年又は5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. アート関連業務

(商品)

版画・絵画、グッズ、雑誌等については、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

(サービス)

サービスについては、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれ一定の期間に渡り均等に収益を認識しております。

ロ. 割賦販売斡旋業務

割賦販売斡旋業務（個品斡旋）の収益の計上基準は期日到来基準とし、7・8分法（手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法）によっております。

⑥ グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(健康産業事業の固定資産の減損)

(1) 健康産業事業に属する当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失の金額

247,928千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

健康産業事業では、店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、店舗損益の悪化、退店の意思決定、資産グループにおける主要な資産の市場価格の著しい下落等により減損の兆候の有無を把握しております。

減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、将来の収益計上金額等を主要な仮定としております。これらの仮定は不確実性を伴い、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等に伴う新たな情報の入手に基づき、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による資産除去債務の増加額221,296千円を変更前の資産除去債務残高に加算するとともに、同時に計上した有形固定資産について減損損失221,296千円を特別損失に計上しております。

当該見積りの変更の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は221,296千円減少しております。

5. 追加情報

(偶発債務)

当社グループは、商品の著作権事案について取引先と係争になる可能性があり、今後発生する損害等により当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があることを重要な偶発債務として注記しておりましたが、当連結会計年度において当該事象は解消しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

割賦売掛金	6,723,218千円
建物及び構築物	45,516千円
土地	182,000千円
保険積立金	568,474千円
計	7,519,209千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	7,103,773千円
長期借入金	374,900千円
計	7,478,673千円

(注) 建物及び構築物及び土地には根抵当権が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	1,427,439千円
--	-------------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,963千株	199千株	199千株	12,963千株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加199千株は、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加であり、発行済株式数の減少199千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,140千株	69千株	199千株	2,010千株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加69千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であり、自己株式数の減少199千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

① 2022年6月24日開催の第38期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 162,346千円
- ・1株当たり配当額 15円00銭
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月27日

② 2022年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 165,334千円
- ・1株当たり配当額 15円00銭
- ・基準日 2022年9月30日
- ・効力発生日 2022年12月15日

③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 2023年6月23日開催の第39期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 164,297千円
- ・1株当たり配当額 15円00銭
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月26日

なお、配当金原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金については流動性の高い金融資産で運用しており、資金調達については主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。

営業債権である割賦売掛金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

その他有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、関連当事者である(有)カツコーポレーションに対するものであり、定期的に回収先の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引は、業務において取扱う商品に係る価格変動リスクについて、売却損益の悪化を防ぐためにヘッジ取引を行うものとしています。なお、具体的なヘッジ取引要領については、管理部門担当役員が策定し、取締役会において決定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(1,740千円)、非連結子会社株式(317千円)及び投資事業有限責任組合等の出資金(326,824千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、市場価格のない株式等と認められるため、「②投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 売掛金 割賦利益繰延* 1 貸倒引当金* 2	15,462,884千円 △2,719,425千円 △71,603千円		
	12,671,855千円	12,671,855千円	-
② 投資有価証券 その他有価証券	1,970,163千円	1,970,163千円	-
③ 長期貸付金	392,000千円	392,043千円	43千円
④ 長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	(1,707,274)千円	(1,706,355)千円	△918千円
⑤ リース債務	(32,531)千円	(32,292)千円	△238千円

負債に計上されているものについては、()で示しております。

* 1 割賦売掛金に係る割賦利益繰延(負債勘定)を控除しております。

* 2 割賦売掛金及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,970,163	—	—	1,970,163

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	12,671,855	—	12,671,855
長期貸付金	—	392,043	—	392,043
長期借入金	—	(1,706,355)	—	(1,706,355)
リース債務	—	(32,292)	—	(32,292)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 売掛金

回収まで1年以上要するものがありますが、顧客の信用状態が大きく異ならない限り時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、その時価をレベル2の時価に分類しております。

③ 長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。その時価をレベル2の時価に分類しております。

④ 長期借入金、⑤ リース債務

変動金利による長期借入金につきましては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、その時価をレベル2の時価に分類しております。固定金利による長期借入金及びリース債務につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)

	アート関連	金融サービス	健康産業	計	合計
版画・絵画等	6,883,771	—	—	6,883,771	6,883,771
グッズ等	444,792	—	96,143	540,936	540,936
雑誌等	81,249	—	—	81,249	81,249
サービス	345,877	—	1,334,687	1,680,564	1,680,564
顧客との契約から生じる収益	7,755,690	—	1,430,831	9,186,521	9,186,521
その他の収益	—	1,538,367	—	1,538,367	1,538,367
外部顧客売上高	7,755,690	1,538,367	1,430,831	10,724,889	10,724,889

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度において、当社グループにおける顧客との契約から計上された契約負債は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2023年3月31日）

契約負債（期首残高） 2,273,275千円

契約負債（期末残高） 2,451,084千円

連結貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、主にアート関連事業において、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は2,041,500千円であります。また、残存履行義務に配分された取引価格の総額は2,451,084千円であり、概ね1年以内に収益を認識することを見込んでおります。

10.1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,405円48銭
(2) 1株当たり当期純利益	123円83銭

11. 重要な後発事象に関する注記

当該事項はありません。

12. その他の注記

減損損失に関する注記

場所	用途	種類	減損損失
千葉県習志野市他	ヨガスタジオ	建物他	2,249千円
千葉県柏市	フィットネスクラブ	建物他	245,678千円

当社グループは、資産のグルーピングに際し、主に管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。

TSCホリスティック(株)が運営するホットヨガスタジオのうち撤退が決定している資産グループおよびフィットネスクラブにおいて、将来の使用見込がなく廃棄することが決定されたもの及び営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。当該事業による当連結会計年度の減損損失の計上額は247,928千円であります。その内訳は資産除去債務221,296千円、建物及び構築物12,746千円、リース資産6,183千円及びその他7,702千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、使用価値をゼロと算定しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,432,540	流動負債	10,509,796
現金及び預金	3,046,731	買掛金	156,391
売掛金	1,388,456	短期借入金	6,262,000
商品	607,020	1年内返済予定の長期借入金	420,432
貯蔵品	83,693	リース債務	17,723
前渡金	7,995	未払金	217,212
前払費用	159,703	未払費用	169,606
短期貸付金	7,014,795	未払法人税等	233,179
未収入金	79,445	前受金	2,439,413
リース投資資産	17,723	前受収益	170,526
その他	27,634	割賦利益繰延	270,573
貸倒引当金	△660	賞与引当金	47,450
固定資産	10,130,497	その他	105,288
有形固定資産	477,087	固定負債	804,069
建物	154,279	長期借入金	628,608
構築物	0	リース債務	14,807
機械装置	10,327	退職給付引当金	146,084
車両運搬具	7,475	その他	14,568
工具器具及び備品	52,292	負債合計	11,313,866
土地	237,367	(純資産の部)	
建設仮勘定	15,345	株主資本	11,214,912
無形固定資産	24,676	資本金	1,826,649
電話加入権	57	資本剰余金	5,132,306
ソフトウェア	24,618	資本準備金	170,649
投資その他の資産	9,628,733	その他資本剰余金	4,961,657
投資有価証券	799,625	利益剰余金	5,416,035
関係会社株	20,317	利益準備金	414,000
長期貸付金	9,671,534	その他利益剰余金	5,002,035
保険積立金	568,474	繰越利益剰余金	5,002,035
敷金及び保証金	85,269	自己株式	△1,160,079
前払年金費用	18,664	評価・換算差額等	34,258
繰延税金資産	145,084	その他有価証券評価差額金	34,258
リース投資資産	14,807	純資産合計	11,249,171
その他	413,898	負債・純資産合計	22,563,037
貸倒引当金	△2,108,941		
資産合計	22,563,037		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,911,738
売上原価	1,605,271
営業利益	5,306,467
販売費及び一般管理費	4,256,930
営業利益	1,049,536
営業外収益	487,563
受取利息及び配当金	261,262
受取割賦手数料	149,340
為替差益	66,334
雑収入	10,626
営業外費用	422,260
支払利息	59,994
社債利息	550
支払割賦保証料	49,147
投資有価証券評価損	137,184
貸倒引当金繰入額	161,360
雑損失	14,024
経常利益	1,114,839
特別利益	-
特別損失	17,672
固定資産売却損	1,827
和解金	15,844
税引前当期純利益	1,097,166
法人税、住民税及び事業税	470,893
過年度法人税等	△189,574
法人税等調整額	△5,074
当期純利益	820,922

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,770,375	114,375	5,076,420	5,190,795	414,000	4,508,793	4,922,793
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	56,274	56,274		56,274			
剰 余 金 の 配 当						△327,680	△327,680
当 期 純 利 益						820,922	820,922
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 消 却			△114,763	△114,763			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	56,274	56,274	△114,763	△58,489	—	493,242	493,242
当 期 末 残 高	1,826,649	170,649	4,961,657	5,132,306	414,000	5,002,035	5,416,035

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,233,327	10,650,637	△29,175	△29,175	10,621,461
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		112,548			112,548
剰 余 金 の 配 当		△327,680			△327,680
当 期 純 利 益		820,922			820,922
自 己 株 式 の 取 得	△41,514	△41,514			△41,514
自 己 株 式 の 消 却	114,763	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			63,434	63,434	63,434
当 期 変 動 額 合 計	73,248	564,275	63,434	63,434	627,710
当 期 末 残 高	△1,160,079	11,214,912	34,258	34,258	11,249,171

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 3年～31年
- ② 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。
(リース資産を除く)
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、発生翌事業年度から処理することとしております。未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. アート関連業務

（商品）

版画・絵画、グッズ、雑誌等については、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

（サービス）

サービスについては、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれ一定の期間に渡り均等に収益を認識しております。

ロ. 割賦販売斡旋業務

割賦販売斡旋業務（個品斡旋）の収益の計上基準は期日到来基準とし、7・8分法（手数料総額を分割回数 \times 積数で按分し、期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法）によっております。

(5) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方税法並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社長期貸付金の評価)

(1) T S Cホリスティック㈱に対する当事業年度の計算書類に計上した金額

長期貸付金 2,071,718千円

貸倒引当金 △1,966,610千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結子会社のT S Cホリスティック㈱は債務超過であることから、当社は、T S Cホリスティック㈱に対する長期貸付金を貸倒懸念債権として、財務内容を勘案して貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上しております。

T S Cホリスティック㈱の財務内容は、固定資産の減損の判定結果の影響を受けています。減損の判定は、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りに基づいており、事業計画に含まれる将来の収益を主要な仮定としております。これらの仮定は不確実性を伴い、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

(偶発債務)

当社は、商品の著作権事案について取引先と係争になる可能性があり、今後発生する損害等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があることを重要な偶発債務として注記しておりますが、当事業年度において当該事象は解消しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

建物	45,516千円
構築物	0千円
土地	182,000千円
計	227,516千円

担保資産に対応する債務

短期借入金	1,800,000千円
-------	-------------

(注) 1. 建物及び構築物及び土地には根抵当権が設定されております。

2. 上記のほか、関係会社の資金借入に対する債務保証の担保として、保険積立金568,474千円を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	724,123千円
--------------------	-----------

(3) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(株)ダブルラック	1,658,234千円
-----------	-------------

(4) 関係会社に係る注記

各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

① 短期金銭債権	7,068,015千円
② 短期金銭債務	12,203千円
③ 長期金銭債権	9,703,992千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 仕入高	155,002千円
② 販売費及び一般管理費	22,206千円
③ 営業取引以外の取引高	268,457千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,140千株	69千株	199千株	2,010千株

(注) 普通株式の自己株式数の増加69千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であり、自己株式数の減少199千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	14,529千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	631,992千円
商品評価損否認	384,079千円
関係会社株式評価損否認	183,303千円
減損損失否認	67,141千円
投資有価証券評価損否認	46,068千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	39,019千円
未払事業税	17,253千円
その他	142,077千円
繰延税金資産小計	1,525,465千円
評価性引当額	△1,343,302千円
繰延税金資産合計	182,162千円
繰延税金負債	
割賦繰延利益	△21,958千円
その他有価証券評価差額金	△15,119千円
繰延税金負債合計	△37,078千円
繰延税金資産の純額	145,084千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
要株主	(有)カクコーポ レーション	被所有 直接 36.5%	兼任 1名	資金の貸付、 建物の賃借	貸付の回収	120,000	長期貸付金	390,000
					利息の受取 [注2]	7,127	未収収益	1,698
					建物の賃借 [注3]	7,800	-	-
					貸付金の担保 受入 [注2]	390,000	-	-

(注) 1. (有)カクコーポレーションは、当社の代表取締役野澤克巳が代表者を務め、100%の議決権を所有しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金の担保として当社株式1,830千株に対して質権設定をしております。また、野澤克巳より当社株式100千株の担保を受入れると共に連帯保証を受けております。

担保受入の取引金額は当事業年度末の貸付残高であります。

貸付金の金利については市場金利を勘案して双方協議の上合理的に決定しております。

3. 建物の賃借料については、過去の取引事例を参考に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任 等	事業上の関 係				
子会社	㈱ダブダブ	所有 直接 100.0%	兼任 3名	資金の援助	資金の貸付 [注1] 利息の受取 [注2.(1)] 当社銀行借 入等に対す る被保証 [注2.(3)] 債務保証 [注2.(4)]	834,469 225,304 5,713,000 1,658,234	短期貸付金 長期貸付金 — — —	7,014,795 6,743,166 — —
子会社	TSCホリスティック ㈱	所有 直接 100.0%	兼任 5名	資金の援助 ヨガスタ ジオ設備 等の賃貸	資金の貸付 [注1] 利息の受取 [注2.(1)] 店舗設備転 リース取引 店舗設備割 賦販売取引	△210,804 23,510 — —	長期貸付金 — リース投資 資産 長期未収入 金	2,071,718 [注2.(2)] — 32,531 32,568
子会社	インターシオナル・オ ーション・システム ズ㈱	所有 直接 100.0%	兼任 3名	資金の援助	資金の貸付 [注1] 利息の受取 [注2.(1)]	40,000 2,533	長期貸付金 —	125,000 —
子会社	T Tスタイル ㈱	所有 直接 100.0%	—	資金の援助	資金の貸付 [注1]	5,550	長期貸付金	339,650 [注2.(2)]

(注) 1. 貸付額と回収額とを相殺し純額を記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (2) 貸付金について貸倒引当金をTSCホリスティック㈱に1,966,610千円、T Tスタイル㈱に82,310千円を計上しております。
- (3) 当社の銀行からの借入に対して債務保証を受けております。取引金額は当事業年度末の被保証残高であります。なお、保証料は支払っておりません。
- (4) 金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであります。

(3) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員	野澤 克巳	被所有 直接 9.9% 間接 36.5%	当社 代表取締役会長 兼社長	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	99,892	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,027円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	75円06銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

アールビバン株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士

今井 修二

指定社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 昌久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アールビバン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アールビバン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する

ためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

アールビバン株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士

今井 修二

指定社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 昌久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アールビバン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分か

つ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し（オンライン形式での出席も含む）、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

なお、第33期より第38期における過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信等の訂正は、2022年3月22日に社内調査委員会が誤謬に起因するものとして報告書を作成しております。

この品質不適正事案に関しましては当社グループを挙げてコンプライアンス体制強化の諸施策を推進しており、その再発防止策の具体的な実行状況も確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底がはかれるよう継続的に注視してまいります。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、第33期より第38期における誤謬による不適切な会計処理を受け2022年3月22日に先の内部統制報告書の訂正に関し再発防止策を取締役会で決議されておりますが、第39期における実施状況につきまして監査役会においては特に指摘すべき事項は認められません。今後ともその実施状況について、監査役会として注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

アールビバン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 園 川 勝 美 ㊟

監 査 役 野 澤 二三朝 ㊟

社外監査役 柳 岡 茂 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区東品川四丁目13番14号
グラスキューブ品川13F
アールビバン株式会社 本社 会議室
電話 (03) 5783-7171 (代表)



【最寄り駅】

■りんかい線 品川シーサイド駅直結

改札を出て左手の出口B方面のエスカレーターにて、地上へ昇り、出口正面の横断歩道をお渡り頂きますとその正面のビルが当社本社のビル（グラスキューブ品川）となります。エスカレータの出口から当社ビルまで、徒歩約1分となっております。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいませうお願い申し上げます。

